

# 特 定 建 設 作 業 工 程 表

作業期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

規制対象		年月日	令和 年 月		令和 年 月		令和 年 月		令和 年 月		令和 年 月		
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
建設作業													
騒音	県	1	くい打機等を使用する作業										
		2	びょう打機を使用する作業										
		3	さく岩機を使用する作業										
		4	空気圧縮機を使用する作業										
		5	コンクリートプラント等を設けて行う作業										
		6	バックホウを使用する作業 注1										
		7	トラクターショベルを使用する作業 注2										
		8	ブルドーザーを使用する作業 注3										
	音	条	6	建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業									
			7	コンクリートミキサー等を使用する作業									
8			コンクリートカッターを使用する作業										
9			ブルドーザー等を使用する作業										
振動	県	1	くい打機等を使用する作業										
		2	鋼球を使用して破壊する作業										
		3	舗装版破碎機を使用する作業										
		4	ブレーカーを使用する作業										
備考			<p>※日曜日その他の休日は作業禁止</p> <p>騒音・振動の防止方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事の目的・内容等、付近住民に説明し、理解、協力を得るようにする。</li> <li>2 振動の影響のおそれがある場合は、事前に周辺家屋の調査を行い、被害発生時には迅速に対応する。</li> <li>3 整備点検を十分行う。</li> <li>4 能率よく行い、時間の短縮に勤める。</li> <li>5 不必要な高速運転やむだな空ぶかしは避け、使用しない間はエンジンを切る。</li> <li>6 運搬道路は、民家や歩行者が多いところをできる限り避ける。</li> <li>7 待機場所は、付近に影響が少ないよう十分配慮して選ぶ。</li> </ol>										